

特別養護老人ホーム つくも苑 利用料金表

(1) 介護サービス費（1か月当たりの内訳（30日計算）） ※ 1円単位にて計算

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数（1割負担）※1		670	740	815	886	955
加算（すべての方）	看護体制加算Ⅰ			4		
	看護体制加算Ⅱ			8		
	夜間職員配置加算Ⅱ口			18		
	栄養マネジメント強化加算			11		
	サービス提供体制強化加算Ⅱ			18		
	個別機能訓練加算Ⅰ			12		
	合計（1日あたり）	741	811	886	957	1026
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	1ヶ月に40				
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	基本単位及び各加算の合計に13.6%加算				
1ヶ月単位数合計（30日あたり）※1	22,270	24,370	26,620	28,750	30,820	
処遇改善含む※1	25,299	27,684	30,240	32,660	35,012	
ご入所者1割負担額	25,299円	27,684円	30,240円	32,660円	35,012円	
ご入所者2割負担額	50,598円	55,368円	60,480円	65,320円	70,024円	
ご入所者3割負担額	75,897円	83,052円	90,720円	97,980円	105,036円	

(2) 居住費・食費（介護保険負担限度額認定による所得段階により負担額が変わります）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
高額介護費対象額	15,000円	15,000円	24,600円	24,600円	/
居住費（1日あたり）	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
食費（1日あたり）	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
1ヶ月あたりの居住費食費合計	35,400円	38,100円	60,600円	81,900円	105,330円

介護負担額認定とは、申請により、介護保険施設入所などを利用するときに、食費や居住費の自己負担額が高額にならないよう、負担限度額を設けている制度です。認定基準は次のとおりとなります。

- 第1段階・・・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者。生活保護受給者
- 第2段階・・・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額80万円以下の方
- 第3段階①・・・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方
- 第3段階②・・・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方（遺族年金や障害年金などの非課税年金も「年金収入額」に含まれます。）
- 第4段階・・・上記のいずれにも該当しない方

ご入所者負担額合計

要介護度/所得段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階（1割）	第4段階（2割）	第4段階（3割）
要介護1	60,699円	63,390円	85,899円	107,199円	130,629円	155,928円	181,227円
要介護2	63,084円	65,784円	88,284円	109,584円	133,014円	160,698円	188,382円
要介護3	65,640円	68,340円	90,840円	112,140円	135,570円	165,810円	196,050円
要介護4	68,060円	70,760円	93,260円	114,560円	137,990円	170,650円	203,310円
要介護5	70,412円	73,112円	95,612円	116,912円	140,342円	175,354円	210,366円

(3) その他の費用

医療費	自費
理美容費	
外出レクリエーション費	
日用品費（嗜好品など）	
不用品処分費用	
その他個別専用し使用する介護用品（食事用プロップ、介護用の靴等）	

※上記の金額はあくまで見込みでございます。実際の請求額に若干の差異が生じることがございます。

入居者に共通して加算される費用

加算項目	内容等	日額	月額30日で計算
看護体制加算(Ⅰ)口	常勤看護師1名以上配置	4円	120円
看護体制加算(Ⅱ)口	基準+1名の看護師配置	8円	240円
夜勤職員体制加算(Ⅱ)口	基準+1名の夜勤職員配置	18円	540円
栄養マネジメント強化体制加算	管理栄養士の配置、入所者情報の活用など、入所者の栄養状態の改善や維持に努めることで算定	11円	330円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	国への情報提供とフィードバック情報を適切に活用しケアの質の向上を図ることで算定		40円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看介護職員の総数のうち常勤職員の割合が75%以上であることで算定	18円	540円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	基本料金および各加算の合計に13.6%加算		

該当者のみ加算される費用

加算項目	内容等	日額	月額30日で計算
初期加算	入所後30日間算定	30円	900円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別に機能訓練(リハビリ)を実施した場合に算定	12円	360円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	上記の取り組みに加え、計画等の情報提供とフィードバック情報を適切に活用しケアの質の向上を図ることで算定		20円
外泊加算	外泊をする場合 ※月に6日間まで算定	260円	1560円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、その後3月に1回評価すること。そしてその情報を厚生労働省へ提出し情報を有効活用していること。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、多職種が共同して、褥瘡ケア計画を作成すること算定		3円
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	上記の取り組みにより褥瘡が発生しないことで算定		13円
安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制 入所月のみ算定		20円
口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科医師などの指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理に係る計画が作成され、月二回以上、入所者の口腔衛生等の管理を行った場合に算定		90円
療養食加算	介護施設において入所者の病状に応じて、医師より発行された食事箋に基づき、療養食を提供した場合に算定	6円~18円	180円~540円